

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長 殿
- 【提出日】** 平成31年3月1日提出
- 【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社
- 【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岩本 信之
- 【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【事務連絡者氏名】** 松葉 恭明
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【電話番号】** 03-5555-3431
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワ・U S - R E I T ・ オープン（年1回決算型）
為替ヘッジなし
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 10兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月11日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

第三部 【委託会社等の情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2018年3月 末日現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	
静岡東海証券株式会社	600	
高木証券株式会社	11,069	
立花証券株式会社	6,695	
内藤証券株式会社	3,002	
中原証券株式会社	506	
奈良証券株式会社	117	
西日本シティTT証券株式会社	3,000	
松阪証券株式会社	100	
水戸証券株式会社	12,272	
むさし証券株式会社	5,000	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社あおぞら銀行	100,000	
株式会社イオン銀行	51,250	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
株式会社近畿大阪銀行	38,971	
株式会社京葉銀行	49,759	

株式会社埼玉りそな銀行	70,000	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113	
株式会社仙台銀行	22,485	
ソニー銀行株式会社	31,000	
株式会社大東銀行	14,743	
株式会社但馬銀行	5,481	
株式会社千葉銀行	145,069	
株式会社栃木銀行	27,408	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
株式会社みちのく銀行	36,986	
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000	
株式会社りそな銀行	279,928	
労働金庫連合会	120,000	(2)

(1) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

<参考> 「ダイワ・US - REIT・オープン・マザーファンド」の投資顧問会社

名称コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 511千米ドル（約57百万円）（2017年12月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を41,500株所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。